

平成30年9月27日

各課筆頭グループ 御中
ガラスバッジ利用者 各位

キャンパスマネジメント本部
放射線安全部門長 林崎 規託

ガラスバッジの取り扱いの見直しについて（通知）

平成30年9月10日の放射線安全利用班会議において、本学での放射線利用時の個人線量計（ガラスバッジ）の取り扱いが、下記のとおり見直されました。各課筆頭グループにおかれましては、ガラスバッジ利用者への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 管理区域に立ち入らず、1MV未満のX線装置※のみを利用する場合（C区分）

【見直し前】

ガラスバッジの着用を推奨

【見直し後】

電子ポケット線量計の使用を推奨（ガラスバッジと異なり無記名式ですので、研究室ごとに必要数をご用意ください）

【見直しの理由】

市販されている1MV未満のX線装置※は、外部放射線による被ばくの恐れがないように作られています。これまで本学では万が一の故障に備えてガラスバッジの着用を推奨してきました。しかしながら、線量報告データの受け取りまでタイムラグがあることから、今後はリアルタイムに線量確認がおこなえる電子ポケット線量計を推奨することにしました。

※エックス線照射ボックス付きエックス線装置であって、外側での実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないように遮へいされた照射ボックスの扉が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有し、当該インターロックを労働者が容易に解除することができないような構造のもの（平成13年3月30日 厚労省労働基準局長通達 基発第253号）

2. 放射線業務従事者として登録され、管理区域に立ち入る場合（A・B区分）

従前どおり（見直しはありません）

<参考情報>

ガラスバッジの着用が法令により義務付けられているのはA・B区分のみです。
東工大での放射線利用の案内 <http://www.ric.titech.ac.jp/anz/top.htm>

以上

【事務担当】

研究推進部 研究企画課
総務・管理グループ 上里・澤田
内線：3805 メール BOX：E3-10